

# 令和元年第8回南島原市教育委員会定例会

日時 令和元年8月28日(水) 午後2時00分  
場所 南有馬庁舎 2階会議室

## 議事日程

### 第1 開会

### 第2 前回会議録の承認

### 第3 会議録署名人の指名

### 第4 教育長報告

### 第5 議案審議

議案第35号 南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について

議案第36号 財産の取得について(中学校教育用パソコン等)

議案第37号 南島原市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について

議案第38号 南島原市教育委員会学校教育課関係補助金交付要綱の制定について

### 第6 その他

(1) 令和元年度南島原市一般会計補正予算(第2号)について

(2) 次回教育委員会定例会の開催について

(3) その他

### 第7 閉会

# 南島原市教育委員会定例会教育長報告

## ○令和元年7月の諸会議並びに諸行事

- 26日(金) 10:00 有家小学校校舎新築工事 安全祈願祭(有家小学校)
- 14:00 令和元年第7回教育委員会定例会(南有馬庁舎)
- 28日(日) 8:30 第14回南島原市少年ソフトボール大会(有家総合運動公園)
- 29日(月) 11:00 長崎県議会総務委員会現地調査(有馬キリシタン遺産記念館)
- 13:15 第63回長崎県公立学校施設整備期成会定期総会(長崎市)
- 14:00 民生委員推薦委員会(有家保健センター)
- 31日(水) 13:00 部局長会議、表彰審査会、政策会議(西有家庁舎)
- 16:30 全国・九州中学校総合体育大会出場に伴う激励会(西有家庁舎)

## ○令和元年8月の諸会議並びに諸行事

- 1日(木) 13:00 第13回九州地区市町村教育委員会連合会研修大会(～2日)(大分県大分市)
- 4日(日) 9:30 市民スポーツ大会激励会(市内各会場)
- 5日(月) 13:00 長崎県の施策に関する県知事、県議会議長への要望(長崎市)
- 7日(水) 9:00 第1回アーティスト・イン・レジデンス招へい作家挨拶(南有馬庁舎)
- 10:00 令和元年度第1回自己点検評価検討会議(南有馬庁舎)
- 8日(木) 10:00 議会全員協議会(給食センター関係)(有家庁舎)
- 13:00 ベネッセ教育懇談会(南有馬庁舎)
- 9日(金) 9:00 ALT辞令交付式(南有馬庁舎)
- 17日(土) 8:00 第14回有家ツインプラザ旗争奪少年ソフトボール大会(有家総合運動公園)
- 18日(日) 10:00 宇城市・天草地区・島原半島親善剣道大会(南有馬武道館)
- 19日(月) 18:00 舞台「A列車に乗っていこう」(コレジヨホール)
- 21日(水) 14:00 「あかつき」教育講演会(コレジヨホール)
- 22日(木) 9:00 市政懇談会(コレジヨホール)
- 23日(金) 9:30 部局長会議・政策会議(西有家庁舎)
- 11:00 南島原ソフトバレーボールチーム九州大会出場報告(西有家庁舎)
- 11:30 加津佐タイガース(社会人軟式野球)全国大会出場報告(西有家庁舎)
- 27日(火) 19:00 南島原市体育協会意見交換会(割烹城)

議案第 35 号

南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、所要の改正をするもの。

令和元年 8 月 28 日提出

南島原市教育委員会  
教育長 永田 良二

## 南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

南島原市立幼稚園保育料等徴収条例（平成18年南島原市条例第72号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 南島原市立幼稚園一時預かり保育料徴収条例

第1条中「保育料及び」を削る。

第3条の見出しを「（一時預かり保育料）」に改め、同条中「別表第1に定める保育料及び別表第2」を「別表」に、「（以下「保育料等」という。）を」を「を、保護者の労働又は疾病その他の子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5に規定する事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である者以外の者から」に改める。

第4条の見出し中「保育料等」を「一時預かり保育料」に改め、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条第3項中「保育料等」を「一時預かり保育料」に改め、同項を同条第2項とする。

第5条及び第6条を削る。

第7条中「規則で」を「別に」に改め、同条を第5条とする。

別表第1を削る。

別表第2中「教育認定子どもの一時預かり保育料額表」を「法第19条第1項第1号の認定を受けた小学校就学前子どもの一時預かり保育料額表」に改め、同表を別表とする。

### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p><u>南島原市立幼稚園一時預かり保育料徴収条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、南島原市立学校設置条例（平成18年南島原市条例第71号）に基づき設置する南島原市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の一時預かり保育料の徴収について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(一時預かり保育料)</u></p> <p>第3条 幼稚園においては、<u>別表に定める一時預かり保育料を、保護者の労働又は疾病その他の子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5に規定する事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である者以外の者から徴収する。</u></p> <p><u>(一時預かり保育料の納付方法)</u></p> <p>第4条 <u>一時預かり保育料は、利用した日数に応じて、利用した翌月に納付しなければならない。</u></p>	<p><u>南島原市立幼稚園保育料等徴収条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、南島原市立学校設置条例（平成18年南島原市条例第71号）に基づき設置する南島原市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の<u>保育料及び一時預かり保育料の徴収</u>について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(保育料等)</u></p> <p>第3条 幼稚園においては、<u>別表第1に定める保育料及び別表第2に定める一時預かり保育料（以下「保育料等」という。）を徴収する。</u></p> <p><u>(保育料等の納付方法)</u></p> <p>第4条 <u>保育料は、幼児の入園の月から保育の終了又は退園の月まで毎月納付しなければならない。ただし、各年の8月に納付すべき保育料については、翌月に納付することができる。</u></p> <p><u>2 一時預かり保育料は、利用した日数に応じて、利用した翌月に納付しなければならない。</u></p>

2 既に納付された一時預かり保育料は還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

3 既に納付された保育料等は還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(月の中途において入退園した場合の保育料)

第5条 月の中途において、入園し、又は退園した場合におけるその月の保育料は、日割計算により算定した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(保育料等の減免)

第6条 市長は、特別の事情により保育料等の納付が困難であると認められる者に対しては、保育料等を減免することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第3条関係)

法第19条第1項第1号の認定を受けた小学校就学前子ども(以下「教育認定子ども」という。)の保育料額表

		(単位：円)
特定教育・保育のあった月の支給認定保護者の階層区分		保育料額 (月額)
階層区分	定義	
第1階層	被保護者である支給認定保護者	0

第2階層	第1階層を除き、市町村民税の所得割を課されない者又は養育里親等である支給認定保護者		3,000
第3階層	第1階層	77,101円未満	10,100
第4階層	を除き、市町村民税所得割	77,101円以上 211,201円未満	19,500
第5階層	合算額が次の区分に該当する支給認定保護者	211,201円以上	23,100

備考

- 1 この表において、「被保護者」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。
- 2 この表において、「市町村民税の所得割を課されない者」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同

じ。)を課されない者(市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者並びに同項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。以下同じ。)の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該所得割の割賦期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)をいい、「養育里親等」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第1号に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)の長をいう。

3 この表において、「市町村民税所得割合算額」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあつた月の属する年度(特定教育・保育のあつた月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定によ



る市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条の規定により控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額をいい、市町村民税所得割合算額を算定する場合には、次の各号により算定するものとする。

(1) 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割合算額を算定するものとする。

(2) 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法

第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月において要保護者等（要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。）その他子ども・子育て支援法施行規則第22条に定めるものをいう。以下同じ。）に該当する場合における当該支給認定保護者の階層が第2階層と認定された場合には、この表の規定にかかわらず当該階層の保育料額を無料とし、当該支給認定保護者の階層が第3階層と認定された場合には、3,000円とする。

5 同一世帯に2人以上保育料額算定基準子ども（幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受ける小学校就学前子ども、児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校（義務教育学

校の前期課程を含む。)の第1学年から第3学年までに在学する子ども(以下「小学校第3学年修了前子ども」という。)をいう。以下同じ。)がいる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する保育料額は、当該各号に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関するこの表の額に100分の50を乗じて得た額

ア 支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子どもが1人のみである場合における最年長保育料額算定基準小学校就学前子ども(当該支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち最年長者をいう。以下同じ。)である教育認定子ども

イ 支給認定保護者に係る全ての保育料額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における保育料額算定基準小学校就学前子ども(当該支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どもである小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)(最年長保育料額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る保育料額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。以下同じ。)である支給認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0

ア 支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもが2人以上いる場合における最年長保育料額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

イ 支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における保育料額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

ウ 保育料額算定基準子ども（最年長保育料額算定基準小学校就学前子ども及び保育料額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども

6 特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の支給認定保護者（市町村民税所得割合算額が77,101円未満の場合に限る。）に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する保育料額は、当該各号に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関するこの表の額に100分の50を乗じて得た額（子ども・子育て支援法施行令第4条第1項第4号及び第2項第7号、第6条第1項第4号、第7条第1項第4号、第9条第1項第7号、第11条第1項第4号、第12条第1項第7号並びに第13条第1項第4号及び第2項第7号に掲げる支給認定保護者に係る支給認定子どもにあつては、0)

ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最年長保育料額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

イ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における保育料額算定基準小学校就学前子どもで

ある支給認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0

ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における最年長保育料額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における保育料額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

ウ 保育料額算定基準子ども（最年長保育料額算定基準小学校就学前子ども及び保育料額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども

7 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項中「当該各号に定める額」とあるのは、「0」とする。

8 この表における保育料額欄に掲げる金額には、食事の提供に係る負担金を含まない。

別表（第3条関係）

法第19条第1項第1号の認定を受けた小学校就学前子どもの一時的預かり保育料額表

(略)

別表第2（第3条関係）

教育認定子どもの一時的預かり保育料額表

(略)

改正

平成22年12月20日条例第36号  
平成27年10月9日条例第21号  
平成28年10月7日条例第43号  
平成29年6月30日条例第19号  
平成30年8月10日条例第24号  
平成30年12月25日条例第29号

南島原市立幼稚園一時預かり保育料徴収条例

(目的)

**第1条** この条例は、南島原市立学校設置条例（平成18年南島原市条例第71号）に基づき設置する南島原市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の一時預かり保育料の徴収について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(一時預かり保育料)

**第3条** 幼稚園においては、別表に定める一時預かり保育料を、保護者の労働又は疾病その他の子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5に規定する事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である者以外の者から徴収する。

(一時預かり保育料の納付方法)

**第4条** 一時預かり保育料は、利用した日数に応じて、利用した翌月に納付しなければならない。

2 既に納付された一時預かり保育料は還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の幼稚園授業料等徴収条例（昭和44年西有家町条例第3号）、幼稚園保育料等徴収条例（昭和53年北有馬町条例第15号）、幼稚園保育料等徴収条例（昭和48年口之津町条例第24号）又は幼稚園保育料等徴収条例（昭和41年加津佐町条例第17号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年12月20日条例第36号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月9日条例第21号）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 平成28年度分の保育料に限り、改正後の別表第1の規定の適用については、同表中「14,100」とあるのは「10,100」と、「19,500」とあるのは「15,500」と、「23,100」とあるのは「19,100」とする。

附 則 (平成28年10月7日条例第43号)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の規定は、平成28年4月分以後の保育料について適用する。

附 則 (平成29年6月30日条例第19号)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の規定は、平成29年4月分以後の保育料について適用する。

附 則 (平成30年8月10日条例第24号)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の規定は、平成30年4月分以後の保育料について適用する。

附 則 (平成30年12月25日条例第29号)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の規定は、平成30年9月分以後の保育料について適用する。

別表 (第3条関係)

法第19条第1項第1号の認定を受けた小学校就学前子どもの一時預かり保育料額表

(単位：円)

一時預かり保育料 (土曜日・長期休業中)	(日額)
	100



議案第36号

財産の取得について（中学校教育用パソコン等）

次のとおり教育財産を取得するため、議会の議決を経る必要があるので、教育委員会の意見を求める。

令和元年8月28日提出

南島原市教育委員会  
教育長 永田 良二

- 1 財産の種類 パソコン（160台）及び付帯設備
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 56,764,800円
- 4 契約の相手方 長崎県長崎市田中町585番地5  
扇精光ソリューションズ 株式会社  
代表取締役 はまぐち 濱口 はるき 晴樹

## 機器仕様書

区分	機器名	深江 中学校	有家 中学校	南有馬 中学校	口之津 中学校	合計 数量
I. パソコン関連	教師用パソコン(デスクトップ)	1	1	1	1	4
	教師用パソコン(ディスプレイ)	2	2	2	2	8
	教師用パソコン(リカバリディスク)	1				1
	生徒用パソコン(デスクトップ)	39	39	39	39	156
	生徒用パソコン(ディスプレイ)	39	39	39	39	156
	生徒用パソコン(リカバリディスク)	1				1
II. プリンター関連	A0 Plus 大判インクジェットプリンター	1	1	1	1	4
	A3フラットベッドスキャナー	1	1	1	1	4
	インクジェットプリンター	1	1	1	1	4
	モノクロレーザープリンター	1	1	1	1	4
	モノクロレーザープリンター用トナーカートリッジ	2	2	2	2	8
III. 備品関連	液晶プロジェクター	1	1	1	1	4
	教師用ディスプレイ分配器	1	1	1	1	4
	教師用ディスプレイケーブル 10m	1	1	1	1	4
	マウスパッド	40	40	40	40	160
	パソコン用2.0chスピーカー	1	1	1	1	4
IV. ネットワーク 機器関連	16ポートハブ	4	4	4	4	16
	8ポートハブ	2	2	2	2	8
	高機能無停電電源装置	1	1	1	1	4
	ネットワークハードディスク(NAS)	1	1	1	1	4
	19インチサーバーラック	1	1	1	1	4
I. 文書管理ソフト	Microsoft Office Standard 2019	40	40	40	40	160
II. 学習支援ソフト	スズキ教育ソフト(株) キューブNext Ver.5	40	40	40	40	160
III. 指導用ソフト	広島県教科用図書販売(株) 事例で学ぶNetモラル&学校情報セキュリティ	1	1	1	1	4
IV. 長尺印刷ソフト	EPSON 「ワイドぷりんとNEO」+「学校向けコンテンツ」	1	1	1	1	4
V. 授業支援ソフト	Sky(株) SKYMENU Pro 2019	40	40	40	40	160

## 導入機器の概要・必要性

区分	機器名	概要	必要性
I. パソコン関連	パソコン (デスクトップ)	OS : ウィンドウズ10 CPU : インテル コア3アイ 以上 メモリ : 4ギガバイト 以上 ディスプレイサイズ:21.5型以上  画面が大きいこと、保守がしやすいこと、持ち運びを想定していないことからデスクトップ型とする。	一斉にドリルを使った学習や、個々の学習進度に応じた個別学習など、子どもの情報活用能力を育成するためには、子ども1人が1台のコンピュータを使用できるという環境が必要です。 例えば、キーボードによる文字入力などのコンピュータの基本的な操作を習得することや、一人一人課題のまとめたりするため、クラスの最大人数分のパソコンが必要です。
II. プリンター関連	A0 Plus 大判インクジェットプリンター	ロール紙にも対応。 A0サイズは、841mm×1189mm。	行事ポスターなどの各種掲示物作成や教材に使える素材、身近にある写真などをスキャンや拡大コピーして、オリジナル教材を作成したりすることができます。 また、授業において、児童・生徒の関心と理解を高めるために、視覚化された教材を簡単に作成し、提示することで、支援を必要とする児童・生徒にもわかりやすく、指導できます。
	A3フラットベッドスキャナー	A3対応。	
	インクジェットプリンター	A3対応。	児童・生徒が調べ学習などで作成した成果物やインターネットで検索したページなどを打ち出すために必要です。 目的によりプリントアウトする機器を替えさせることにより、印刷コストを抑えることが可能です。 また、一斉にプリントアウトする場合、プリンターを半分ずつ選択させることで、時間のロスを防ぎ、自分のプリントが探しやすくなります。 さらに、急な故障にも2台あることで授業への影響を最小限に抑えることができます。
	モノクロレーザープリンター	A3対応。	
III. 備品関連	液晶プロジェクター	パソコン室内・普通教室での使用を想定。 スクリーンは、学校既存のものを使用。	可搬型を導入することにより、パソコン室での使用のほか、電子黒板を導入していない普通教室等でも使用できます。 コンピュータや実物投影機などを接続してスクリーンや紙面に大きく映し出すことができるため、授業では効果的な活用ができ、思考力を高め、学力向上につながります。 また、行事等で体育館や集会場で気軽に活用可能なため各校に1台は必要です。
IV. ネットワーク機器関連	16ポートハブ 8ポートハブ	コンピューターシステムで、複数の端末を集めて連結する中継器。	ネットワーク構築のために必要です。
	高機能無停電電源装置	雷サージ保護機能を有する。	ネットワークハードディスク(NAS)を停電等から、守るために必要です。
	ネットワークハードディスク(NAS)	ネットワーク(LAN)上に接続することができるハードディスクで複数のパソコンから同時に接続することができる。 容量は4テラバイト以上。	児童・生徒がデジタルカメラなどで撮影した画像・動画などを保存するために必要です。 万一の故障でも大切なデータが消去されることがないため各校1台は必要です。
I. 文書管理ソフト	Microsoft Office Standard 2019		文書等を作成するための文書管理ソフトです。
II. 学習支援ソフト	スズキ教育ソフト(株) キューブNext Ver.5		児童・生徒がパソコンの基本的な操作を身につけるために必要な教材が含まれた学習支援ソフトです。
III. 指導用ソフト	広島県教科用図書販売(株) 事例で学ぶNetモラル&学校情報セキュリティ		文部科学省情報モラル指導モデルカリキュラムに対応した情報モラル指導用ソフトです。
IV. 長尺印刷ソフト	EPSON 「ワイドぷりんとNEO」+「学校向けコンテンツ」		A0 Plus 大判インクジェットプリンターから長尺印刷するためのソフトです。
V. 授業支援ソフト	Sky(株) SKYMENU Pro 2019		教師用パソコンから生徒用パソコンを一括管理・操作ができる授業支援ソフトです。

議案第 37 号

南島原市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について

提案理由

子の看護休暇等について、所要の改正をするもの。

令和元年 8 月 28 日提出

南島原市教育委員会  
教育長 永田 良二

南島原市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則

南島原市招致外国青年任用規則（平成18年南島原市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第9号中「小学校就学」を「中学校就学」に改める。

第30条の次に次の1条を加える。

（委任）

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。

南島原市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>中学校就学</u>の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育するため参加者が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（その養育する<u>中学校就学</u>の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第31条 <u>この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</u></p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>小学校就学</u>の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育するため参加者が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（その養育する<u>小学校就学</u>の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正

平成19年3月30日規則第4号  
平成20年4月1日規則第20号  
平成21年6月1日規則第32号  
平成22年3月31日規則第17号  
平成22年6月29日規則第40号  
平成23年6月27日規則第22号  
平成24年3月30日規則第12号  
平成25年3月29日規則第18号

南島原市招致外国青年任用規則

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 職務 (第3条・第4条)
- 第3章 任用期間及びその終了 (第5条—第7条)
- 第4章 報酬その他の給付 (第8条—第10条の2)
- 第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職 (第11条—第19条)
- 第6章 服務 (第20条—第27条)
- 第7章 懲戒 (第28条)
- 第8章 公務災害補償等 (第29条・第30条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この任用規則(以下「規則」という。)は、語学指導等を行う外国青年招致事業により、南島原市(以下「市」という。)において語学指導等を行う外国青年(以下「参加者」という。)の勤務条件を定めることを目的とする。

2 参加者の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法令及び市の条例(以下「法令等」という。)の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国際交流員 国際交流活動に従事する参加者
- (2) 外国語指導助手 主として教育委員会又は小・中学校等に配置され、外国語担当指導主事又は外国語担当教員等の助手として職務に従事する参加者
- (3) 所属長 国際交流員又は外国語指導助手が所属する組織の長
- (4) 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間
- (5) 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間

第2章 職務

(国際交流員の職務)

第3条 国際交流員は、所属長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 地方公共団体の国際交流関係事務の補助(外国語刊行物等の編集・翻訳・監修、国際

経済交流事業を含む国際交流事業の企画・立案及び実施に当たっての協力・助言、外国からの訪問客の接遇、イベント等の際の通訳等)

- (2) 地方公共団体の職員、地域住民に対する語学指導への協力
- (3) 地域の民間交流団体の事業活動に対する助言、参画
- (4) 地域住民の異文化理解のための交流活動及び外国人住民の生活支援活動への協力
- (5) その他所属長が必要と認める職務  
(外国語指導助手の職務)

**第4条** 外国語指導助手は、主として教育委員会又は学校において、所属長又は校長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 中学校における外国語科等の授業の補助
  - (2) 小学校における外国語活動等の補助
  - (3) 外国語教材作成の補助
  - (4) 外国語科教員等に対する現職研修への補助
  - (5) 特別活動及び部活動等への協力
  - (6) 外国語担当指導主事及び外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供
  - (7) 外国語スピーチコンテストへの協力
  - (8) 地域における国際交流活動への協力
  - (9) その他所属長又は校長が必要と認める職務
- 2 外国語指導助手は、所属長の指示に従って管下の学校を巡回し、特定の学校に駐在し、又は両者を組み合わせた方法で前項各号の職務を行う。

### 第3章 任用期間及びその終了

(任用期間)

**第5条** 参加者の任用期間は、1年間とする。

- 2 前項の任用期間満了後、市は、参加者として必要な能力を有すると実証される場合には、1年間の再度の任用を行うことができるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市は、引き続き5年間の任用期間が経過した場合においては、再度の任用は行わないものとする。

(退職)

**第6条** 参加者は、前条の任用期間を誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、やむを得ず前条の期間の満了前に退職するときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

(免職)

**第7条** 市は、参加者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該参加者を免職することができる。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令等又はこの規則に違反した場合
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 当該参加者の担当する職務に著しくふさわしくない行為があった場合
- (4) 身体又は精神の障害により職務に堪えられないと認められる場合
- (5) 勤務態度が不良で改善の見込みがないと認められる場合
- (6) 勤務しない日が連続して60日(勤務しないことの理由が職務又は通勤による災害である場合並びに第15条第1項第5号及び第6号の休暇である場合においては、それぞれの理由による勤務しない期間及びそれぞれの期間の満了した後の30日間を除く。)を超えた場



合

(7) 応募書類に虚偽の記載があった場合

- 2 前項の規定にかかわらず、市は、議会により予算が承認されず、又は予算が削減されたため参加者に対して報酬を支払うことができない場合は、30日前までに予告し、又は1月分の報酬を支払って参加者を免職することができる。

#### 第4章 報酬その他の給付

(報酬及びその計算)

**第8条** 参加者の報酬は、南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年南島原市条例第30号）の規定により、月額28万円（再任用された場合の2年目は月額30万円、3年目は月額32万5,000円、4年目以降は月額33万円）とし、所得税及び住民税が賦課される場合は、この報酬額から参加者が負担する。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第5号の非居住者に該当する参加者については、日本国内において賦課される所得税の額を控除した後の額が、同項第3号の居住者に該当する任用1年目の参加者の日本国内において賦課される所得税及び住民税の額を控除した後の報酬の額と同額になるように報酬の額を調整する。

- 2 報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。
- 3 参加者の勤務が月の中途から開始し、又は月の途中で終了したときは、当該月に係る報酬の額は、日割計算により算出する。
- 4 報酬の日割計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を260で除して得た額を1日当たりの額とし、時間割の計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を1,820で除して得た額を1時間当たりの額とする。

(報酬の減額)

**第9条** 参加者が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項により計算した1時間当たりの額を前条第1項の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかったときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

- 2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月における全ての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

(費用弁償等)

**第10条** 参加者が職務を行うために旅行するときは、費用弁償として、南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定により、費用を弁償する。

- 2 市は、日本から本国の出発国際空港までの航空券又は相当分の金額を参加者の赴任及び帰国のための費用として弁償する。ただし、帰国費用は、当該参加者が第5条の任用期間を満了後、日本において市又は第三者と雇用関係に入ることなく、その満了後1月以内に帰国のために日本を出発する場合に限り弁償するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、本人の責によらない理由により任用期間満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国費用を弁償することができる。

**第10条の2** 市は、参加者が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

#### 第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職

(勤務時間)

第11条 参加者の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について35時間とする。

2 参加者の勤務時間の割振りは、次のとおりとする。

(1) 国際交流員の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前9時15分から午後5時15分までとし、土曜日及び日曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、月曜日から金曜日までの毎日午後0時から午後1時までは休憩時間とし、この時間は、参加者が自由に使用できるものとする。

(2) 外国語指導助手の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前8時15分から午後4時までとし、土曜日及び日曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、月曜日から金曜日までの毎日午後0時45分から午後1時30分までは休憩時間とし、この時間は、参加者が自由に使用できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、土曜日又は日曜日に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めて4週間以内に代休を与えることとし、当該4週間を平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合においても、1日につき7時間を超える勤務をさせないものとする。

(休日)

第12条 次に掲げる日を休日とする。

(1) 国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日をいう。）

(2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ、振り替える休日を指定した上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。

3 休日は、有給とする。

(年次有給休暇)

第13条 参加者は、第5条に定める任用期間中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。この年次有給休暇は、時間単位で取得することも差し支えない。

2 参加者は、前項の年次有給休暇の取得に当たっては、原則として3日前までに、3日以上連続した休暇を取得するときは1月前までに、それぞれ所属長に申し出なければならない。

3 参加者が第5条の任用期間満了後、市に再度任用される場合には20日間を限度として年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を、次の任用期間に繰り越すことができるものとする。

4 所属長は、業務上必要があると認めるときは、参加者の申し出た年次有給休暇の時季及び期間の変更をすることができる。

(病気休暇)

第14条 病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

2 病気休暇は、その開始の日から起算して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。以下この項の日数において同じ。）を超えることができない。病気休暇を承認された期間と期間の間が7日に満たないときは、それらの2の期間は、連続するものとみなす。

3 病気休暇は、有給とする。

(特別休暇)

第15条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 父母、配偶者等が死亡した場合 父母、配偶者又は子が死亡した場合は、連続する10日の範囲内の期間。兄弟姉妹又は祖父母が死亡した場合は、連続する5日の範囲内の期間
  - (2) 参加者本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間
  - (3) 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ市が必要と認める期間
  - (4) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間
  - (5) 女子の参加者が6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間
  - (6) 女子の参加者が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日。ただし、産後6週間を経過した女子の参加者が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。
  - (7) 女子の参加者が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間
  - (8) 女子の参加者が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日
  - (9) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育するため参加者が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
  - (10) 夏季休業中における心身の健康の維持及び増進又は生活の充実のために請求した場合 週休日、休日を除いて連続する3日間以内
  - (11) 入国後の住居地の届出時・査証申請時等において所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間
  - (12) 要介護者の介護その他の市長が定める世話をを行う参加者が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- 2 前項第1号から第4号まで、第10号及び第11号の特別休暇は有給とし、同項第5号から第9号まで及び第12号の特別休暇は無給とする。

(休職)

第16条 前条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除くほか、参加者が病気（第18条第1項の疾病を除く。）、負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数において同じ。）を超える場合においては、市は、当該参加者の申請により必要と認めるときは、これを休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職の期間中の報酬の支給は、次に定めるところによる。

- (1) 勤務できない事情が職務による負傷又は疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた額を支給する。
- (2) 勤務できない事情が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。

(起訴休職)

第17条 参加者が刑事事件に関し起訴されたときは、市は、当該参加者を休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職期間中は、報酬の6割を支給する。

(勤務禁止)

第18条 参加者が次に掲げる感染性の疾病その他の疾病にかかったときは、市は、当該参加者を勤務させないものとする。

(1) 病毒伝ばのおそれのある感染性の疾病にかかって、感染予防の措置をしていない者

(2) 精神障害のために、現に自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれのある者

(3) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

(4) 前3号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、第16条第2項の規定を準用する。

(休暇及び休職の手続)

第19条 第14条第1項及び第15条第1項第1号から第4号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第10号及び第11号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事情がやんだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

2 第15条第1項第5号から第9号まで及び第12号の休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事情がやんだ後、速やかに届け出なければならない。

3 病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることがある。また、3日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長は必要と認めるときは、診断書の提出を求めることができる。

4 第17条第1項による休職及び前条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該参加者は、速やかにその事実を所属長に届けなければならない。

## 第6章 服務

(職務命令に従う義務)

第20条 参加者は、その職務を遂行するに当たって、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(職務専念義務)

第21条 参加者は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第22条 参加者は、市及び語学指導等を行う外国青年招致事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第23条 参加者は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。退職した後も、また、同様とする。

(セクシュアル・ハラスメントの禁止)

第24条 参加者は、性的な言動によって他の職員に不快感を与えたり、就業環境を害してはならない。

(営利企業等の従事制限)

第25条 参加者は、所属長の許可を受けなければ、いかなる組織の役員となり、若しくは市以外の者に雇用され、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

(宗教活動等の制限)

第26条 参加者は、その勤務に関して、宗教活動又は政治活動を行ってはならない。

(自動車等運転の制限)

第27条 参加者は、通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けずにその勤務のために自動車その他の原動機付き交通用具を運転してはならない。

## 第7章 懲戒

(懲戒処分)

第28条 市は、参加者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該参加者に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令等又はこの規則に違反した場合
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 当該参加者の担当する職務にふさわしくない行為があった場合
- (4) 勤務態度が不良と認められる場合

2 前項の各処分の意義及び効果は、次に定めるところによる。

- (1) 戒告 書面により当該行為を戒める。
- (2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は、1月における報酬の10分の1を上回らないものとする。
- (3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。
- (4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、所轄の労働基準監督署の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。

## 第8章 公務災害補償等

(公務災害補償)

第29条 参加者は、公務上の災害(負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例(平成8年長崎県市町村総合事務組合条例第18号)の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

(公務外の災害補償)

第30条 市は、損害保険契約の締結により、参加者が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の招致外国青年就業規則（平成6年深江町規則第12号）、招致外国青年就業規則（平成12年北有馬町教育委員会規則第7号）又は招致外国青年就業規則（平成13年加津佐町規則第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月30日規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の参加者から適用する。

附 則（平成20年4月1日規則第20号）

この規則は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の参加者から適用する。

附 則（平成21年6月1日規則第32号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第17号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月29日規則第40号）

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成23年6月27日規則第22号）

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第15条第1項第11号の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成23年度までに任用された参加者で平成24年度以降引き続き任用される参加者の報酬については、改正後の第8条の規定にかかわらず、月額30万円とし、所得税及び住民税が賦課される場合は、その額を加算した額とする。ただし、参加者の責に帰すべき事由により租税条約に基づく免税を受けられない場合は、この月額加算を行わない。

附 則（平成25年3月29日規則第18号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

議案第38号

南島原市教育委員会学校教育課関係補助金交付要綱の制定について

提案理由

学校教育課の所管に係る補助金の交付について、必要な事項を定めるため、要綱を制定するもの。

令和元年8月28日提出

南島原市教育委員会  
教育長 永田 良二

## 南島原市教育委員会学校教育課関係補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 南島原市教育委員会学校教育課の所管に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付については、別に定めるものを除き、南島原市補助金等交付規則（平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助金の名称等)

第2条 規則第3条の補助金の名称、交付の目的、補助事業の内容及び補助率又は補助額並びに補助対象者は、別表のとおりとする。

(その他)

第3条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付申請書等の添付書類その他の補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和元年9月1日から施行し、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。

別表（第2条関係）

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	南島原市学校保健会補助金	児童生徒の健康に関する調査・研究を通して学校保健の向上・発展を図る。	南島原市学校保健会の運営に要する経費につき、市長が認める経費	予算の範囲内で市長が定める額	南島原市学校保健会
2	南島原市校長会補助金	校長としての職務の研修と校長相互の連絡調整を図り、学校運営	南島原市校長会の運営に要する経費につき、市長が認める経費	予算の範囲内で市長が定める額	南島原市校長会



		の充実を図る。			
3	南島原市教頭会補助金	教頭としての職務の研修と教頭相互の連絡調整を図り、学校運営の充実を図る。	南島原市教頭会の運営に要する経費につき、市長が認める経費	予算の範囲内で市長が定める額	南島原市教頭会
4	南島原市教育研究会補助金	教職員の研修を促進することによって、小中学校教育の振興を図る。	南島原市教育研究会の運営に要する経費につき、市長が認める経費	予算の範囲内で市長が定める額	南島原市教育研究会
5	南島原市特別支援教育研究会補助金	会員相互の研修並びに児童生徒の学校間交流及び共同学習を推進する。	南島原市特別支援教育研究会の運営に要する経費につき、市長が認める経費	予算の範囲内で市長が定める額	南島原市特別支援教育研究会
6	島原半島3市特別支援教育連絡協議会補助金	島原半島3市の教育機関が連携し、島原半島の特別支援教育の充実及び振興を図る。	島原半島3市特別支援教育連絡協議会の運営に要する経費につき、市長が認める経費	予算の範囲内で市長が定める額	島原半島3市特別支援教育連絡協議会

		る。			
7	南島原市学校図書館協議会補助金	市内小中学校の図書館教育の充実を図る。	南島原市学校図書館協議会の運営に要する経費につき、市長が認める経費	予算の範囲内で市長が定める額	南島原市学校図書館協議会